

平成 30 年度 事業計画書

社会福祉法人いずみ会

平成 30 年度 事業計画

1. はじめに

平成 30 年度は、6 年に一度の介護報酬と診療報酬の同時改定が実施されます。また社会保障制度を遂行する上で欠かせない「介護保険事業(支援)計画」「医療計画」「医療費適正化計画」などの事業計画が、2025 年問題に向け新たに開始されます。高度急性期は「治す医療から支える医療」へ転換し、高度な医療機能の必要性は薄れていきます。

介護報酬改定では、高齢者の自立支援に必要なリハビリ機能を強化し、入院患者を円滑に退院へと移行する受け皿として、介護施設や介護医療院(新設)のインフラ整備を行い、2025 年の地域医療・介護構想の実現を目指しています。また全国の福祉施設の 33.8%が赤字経営を強いられていることもあり、介護報酬 0.54%、障害福祉 0.47%のプラス改定が示されていますが、「自立支援・重度化防止」や「リハビリ等の医療ニーズへの対応」などに対するプラス評価は望めるものの、随所に評価の適正化や要件の強化が盛り込まれています。制度改正や報酬改定の要点は次のとおりです。

- 1) 地域包括ケアシステムの確立
- 2) 自立支援・重度化防止に向けた質の高い介護サービスの実現
- 3) 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 4) 平成 30 年度に同時開始となる医療計画等との整合性の確保
- 5) 多様な人材確保と生産性の向上
- 6) 「介護離職ゼロ」に向けたサービス基盤の整備
- 7) 介護サービスの適正化・重点化、制度の安定性・持続可能性の確保

これまで試行してきた「基準該当サービス」は、新設される「共生型サービス」を先取りした取り組みです。今後はその経験を踏まえながら高齢者、障害者、さらには児童までも含めた、いずみ会ならではの「地域共生社会」の実現に向け取り組みます。

地域社会が抱える問題は複雑・多様化しています。一つの専門職だけではなく、複数の専門職の能力を融合するサービスが求められます。いずみ会は地域の福祉情勢を見極め、関係機関・施設とのネットワークづくりを強化し、柔軟に事業内容を見直しながら、経営改善ならびに地域福祉に貢献してまいります。

2. 理念の堅持、基本方針、重点課題

平成 30 年度は、三つの理念「利用者本位」「自己研鑽」「地域福祉貢献」を堅

持しつつ、以下の基本方針と重点課題を掲げ事業をすすめてまいります。

1) 基本方針

- (1) 利用者の要望に沿った質の高いサービスを提供します。
- (2) 自治体や地域の各団体、組織との連携を強め、地域福祉の拠点として住民の信頼と期待に応えます。
- (3) 人材育成に努め、職場の活性化を図ります。
- (4) 安定した事業運営を維持するために経営基盤の強化を図ります。
- (5) これまで実践してきた事業を評価し将来の方向性について検討します。

2) 重点課題

(1) 質の高いサービスの提供

- ① 内外の研修会やセミナーへの積極的な参加、法人内の学習会開催等により、職員の能力と意欲を高め、援助技術の向上に努めます。
- ② 看護師、介護福祉士、保育士、ヘルパー等の採用に努め、質の高いサービスを提供する体制を維持します。

(2) 地域への貢献

- ① 地域における公益的な事業を展開し、地域福祉に貢献します。
- ② 地域の関係施設とのネットワークづくりを強化します。
- ③ 地域包括ケアシステムを構築するための推進役を担います。
- ④ 実習や見学を積極的に受け入れ福祉への理解と人材育成を進めます。
- ⑤ 地域交流プラザや会議室を地域に開放します。「いずみ会の秋まつり」の内容を充実させるとともに、泉地域の各種イベントに積極的に参加します。
- ⑥ ホームページや「ふれあい通信」等でのイベント紹介や経営情報の開示により、法人の運営状況を地域住民に正しく理解してもらえよう努めます。
- ⑦ 大規模災害時の福祉避難所として当法人が果たす役割について検討を進めます。

(3) 職場の活性化、コンプライアンスの徹底

- ① 新人研修・中堅職員研修・管理者研修など継続性のある教育システムをつくります。
- ② 適材適所の人員配置を進め、職員の能力を活かし、組織の活力アップをめざします。
- ③ ストレスチェックの実施、メンタルヘルス不調者の職場復帰プログラム作成、福利厚生の実施等により、職員が明るく生き生きと働ける職場づくりを進めます。
- ④ コンプライアンスの徹底に努めます。

(4) 安定した経営

- ① 安定した経営をめざし、利用者増と加算取得等により、すべての事業が黒字になるように努めます。
- ② 秋田市が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を継続・発展させます。
- ③ 幼保連携型認定こども園への入園希望者の要望に応えると共に、こども園の運営を軌道に乗せます。

(5) 将来展望

- ① これまで実践してきた各事業を再評価し、新規事業の展開を含め将来の在り方について検討します。
- ② 二つの老人デイサービスの今後の在り方について検討します。
- ③ 障害福祉サービスの今後の事業展開について検討します。

3. 地域における公益的な事業の展開

社会福祉法人が取り組むべき必須事項として「地域における公益的な事業の取り組み」があります。平成30年度は地域活動プロジェクトチームを中心に地域内の福祉機関等と連携を図りながら、これまでの取り組み内容の検証と今後の方向性について検討します。

例：喫茶うえるびゅー・工房がじゅまるの木の取り組み

地域共生社会に向けた取り組み

喫茶うえるびゅー・菓子工房がじゅまるの木



喫茶うえるびゅー・工房がじゅまるの木は、障害福祉サービスセンター就労継続支援B型事業の作業活動の一つです。その主たる目標は、利用者の福祉的就労（工賃支給）と社会参加ですが、それに加え、地域住民と福祉施設の架け橋、利用者理解の促進、地域貢献としての役割を意識して取り組んでおります。その理由として、地域住民にとって福祉施設は、普段その必要性がなければ知る機会は少なく、一方、福祉施設は、第三者の眼が入りにくく密室化しやすいことから、そうした両者が身近な食をとおしてふれあい、無理なく相互理解を深めていくことが大切なことだと考えています。そして、日々の活動を種まきとして、その中から一輪でも多くの福祉共生の花が咲くことを願っています。

そのために、まずは多くの地域の皆さまに出来るだけ足を運んでいただけるよう、お店の装飾や雰囲気作りは、手作りにこだわり、同時に活動内容の「見える化」を図っています。また、販売価格は、地域貢献の意味もあってリーズナブルに設定しています。さらに、お店の利用をとおし、地域の皆さまの小さな交流・生活拠点としての居場所の提供、福祉教育・福祉アクセシビリティ効果を期待し、「食をとおし福祉を身近に感じていただく」ことで、将来、何らかの福祉サービスの必要性が生じた時に、時間と負担を少なく福祉サービスにつながる事ができれば理想的と言えます。実際例として、福祉サービスを利用する上での心理的な抵抗に配慮し、まずは、お店を利用して建物の雰囲気に慣れ、段階的にデイサービスの利用につながったケースがありました。

このようにして、喫茶うえるびゅー・工房がじゅまるの木は、今後とも利用者の自立支援と共に地域の皆さまの福祉に貢献し、ささやかながら地域共生社会の一翼を担えるよう取り組みを進めていきたいと思えます。

4. 各施設の具体的施策

【リンデンバウムいずみ】

1) 特別養護老人ホーム

- (1) 利用者一人ひとりが「その人らしい生活」を送ることができるよう、個別のケアプランを充実させます。
- (2) 看取りケアにおいては、終末期をその人らしく過ごす事ができるように家族とのカンファランスを継続するとともに、「エンゼルケアの手順」を完成させ、ケアの充実と標準化に務めます。
- (3) 職員に施設内外の研修・学習の機会を保障し、学習委員会・身体拘束防止委員会等の職場委員会を充実させ、職員のスキルアップを図るとともに、利用者が安心できるサービスを提供できるようにします。
また喀痰吸引実施研修参加者を2名受講できるように計画します。
- (4) 老朽化に伴って不具合が発生している備品・設備の点検をし、修理・更

- 新を計画的に行います。特に食堂のブラインドの更新、浴室の冬季の室温低下への対応、ADLに適応した車いすの配備などは年度内に実施します。
- (5) 利用者・家族の声を介護サービスの向上や業務改善に反映させる取り組みとして家族懇談会の隔年の開催、「生活だより」や「ふれあい通信ミニ」の定期発行を行っています。今年度は平成31年の家族懇談会開催に向けて介護サービスに関するアンケートを行い、改善状況が報告できるように準備します。
 - (6) 社会福祉法人施設の役割を自覚し、地域貢献活動を行います。夏祭りなど、地域行事や法人の秋まつりなど地域住民との交流の機会には積極的に参加します。また、ボランティアを受け入れるとともに、実習や研修を受入れ、福祉・介護を担う人材育成に協力します。
 - (7) 介護報酬改定を受けて、加算取得が可能な要件整備に努め、増収を図ります。

2) ショートステイ

- (1) 在宅生活継続のため、利用者・家族の個別的なニーズに応じた介護サービスを提供します。特に医療機関からの自宅退院にあたり体調や環境の調整目的での利用や生活困難状態での緊急利用が増加しており、これまでに以上に関係機関と連携して対応して行きます。
- (2) 生活機能維持のために機能訓練へのニーズは高いものがあります。今年度は中通りハビリテーション病院からセラピストの常勤出向を得て、専門的な機能訓練体制を整えます。また、個々の要望に応える外出支援、余暇の充実を目指したレクリエーション計画などをさらに充実させます。

3) デイサービスセンター

- (1) 介護報酬改定にあたり、加算取得項目の可能性を検討するとともに、利用者・家族へ情報を提供します。
- (2) 利用者数を維持するために、相談員の役割を充実させ、日常的に利用者・家族の要望をサービスに反映させるとともに、関連機関への営業を継続します。
- (3) 家族懇談会の開催や介護サービスについてのアンケートを実施し、介護サービスの質の向上に役立てます。
- (4) 知識とスキル向上のために施設内外の研修には積極的かつ計画的に参加し、介護の専門集団として質の高い介護サービスを提供できるよう自己研鑽に努めます。
- (5) 社会福祉法人施設の役割を自覚し、地域貢献活動を行います。夏祭りなど、地域行事や法人の秋まつりなど地域住民との交流の機会には積極的に参加します。また、ボランティアを受け入れるとともに、実習や研修を受

入れ、福祉・介護を担う人材育成に協力します。

4) ホームヘルパーステーション

- (1) 利用者の身体的、精神的状況を把握し、能力や意欲に対して働きかけ、住み慣れた自宅で自立した生活を営むことができるよう支援します。
- (2) 利用者や家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、心身、活動機能の維持の向上に向けた支援をします。
- (3) 利用者個々の生活スタイルを維持できるよう、本人の意向と自己決定を尊重し支援します。
- (4) 訪問介護員としての資質向上のため、知識の習得、技術向上に努め利用者の個別性を尊重した質の高い安全で快適なサービスが出来るよう努めます。
- (5) 居宅介護支援事業所をはじめ介護関連事業所、障害者総合支援法関連の事業所、地域、医療、保健関連機関と連携し、利用者や家族に選ばれる事業所づくりに努めます。
- (6) 休日、祝日、夜間に関わらず、可能なかぎり利用者、家族の支援要求にこたえられるよう努力をします。

5) ケアプランセンター

地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域の中で信頼される事業所をめざし、資質の向上を図っていきます。

- (1) 住み慣れた土地で、その人らしい自立した生活を維持できるように、利用者・家族の立場に立った適切なサービス提供が総合的に行われるよう支援します。
- (2) ケアプラン作成にあたっては、利用者・家族の意向を尊重し、その心身の状況や生活環境等に配慮したアセスメントを基に医療関係者や各事業者との連携を十分にして、利用者の生活の質の向上を図ります。
- (3) 認知症高齢者・生活困窮者・虐待などの支援困難事例への対応については地域包括支援センターや関係機関との連携を図り、安心して生活が維持できるよう問題解決を図ります。
- (4) 利用者が安心して過ごせる切れ目のないサービスの提供を実現させるため、在宅連携委員会の充実や法人各部署との連携に努め、質の高いサービス提供に努めます。
- (5) 特定事業所加算Ⅱの算定要件でもある介護支援専門員実務研修見学実習では主任介護支援専門員 3 名を中心に皆で取り組んでいきます。また、今年度より日赤看護大学在宅看護論実習にも取り組んでいきます。各種研修に積極的に参加し専門知識を深めるとともに伝達講習や学習会の充実を図り、職員の資質向上とチームの力量の向上に努めます。

6) 地域包括支援センター

- (1) 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営む事が出来るよう、地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- (2) 利用者支援に関わる多職種と連携を図り、事例検討を通じて地域課題を把握・共有し、課題解決に向けて協働して取り組んでいくため地域ケア会議を充実させます。
- (3) 保健師（看護師）・社会福祉士・主任介護支援専門員・認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターは、それぞれの専門性を発揮して介護予防ケアマネジメント・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント支援・認知症施策推進・高齢者生活支援体制整備の各業務に取り組みます。また、チームとして総合的に利用者を支援します。
- (4) 地域型はつらつくらぶ事業や認知症予防事業を実施し、地域住民の介護予防や閉じこもり防止、認知症予防に関する普及啓発を行います。
- (5) 圏域内の居宅介護支援事業所とのネットワークを強化し地域課題を共有するとともに、ワンストップサービスの総合相談支援機関として様々な相談に対応していきます。
- (6) 認知症サポーター・権利擁護・介護予防等に関する出前講座の開催やセンター広報誌の発行など、身近な相談機関として事業内容の周知や、認知症・権利擁護・介護・福祉等に関する基礎知識の普及を図ります。

7) ケアハウス

- (1) 利用者の日常生活全般に関わる相談に対して、一人ひとりのニーズを尊重し、安心して生活ができるように支援します。
- (2) 特定施設入居者生活介護事業を生かし、利用者個々の心身の状況や意向に合わせて居住環境の整備や機能訓練を充実させるなど、自立した生活が維持できるよう支援します。
- (3) 認知症の利用者については、医療機関と連携し、家族と相談しながら安全に安心して生活できる対応や環境を検討していきます。
- (4) 季節行事や各種レクリエーション・クラブ活動・屋外散歩などを積極的に企画し、利用者の親睦を図るなど、生きがい作り支援をします。また、地域行事への参加を積極的に働きかけるとともに支援します。
- (5) 高齢化に伴う身体状態の低下や認知症状の入居者が増えてきています。介護度が高くなってもこの施設で安心して生活できるよう支援します。
- (6) 利用者の支援に関するカンファレンスの充実、施設内外の研修への計画的参加など、職員の資質向上に努め、質の高い介護サービスが提供できるようにします。

【ウェルビューいずみ】

1) 幼保連携型認定こども園

(1) 昨年、幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所の教育要領や指針に加え、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領が同時に改定となりました。同時改定は画期的なことで、これからの時代を生きていくために必要な資質・能力を共有し、連続性をもって共に育んでいくことを、学びをつなぐ教育の根本的な視点としました。

今年度からの実施となりますが、教育の根本を根幹に据え、幼児教育の特質を踏まえた資質・能力の三つの柱である「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力・人間性等」を一体的に育み、本園の園児一人一人のより良い成長に繋がります。そのために、カリキュラムマネジメントの機能を十分に発揮させた園内研修や自己研鑽を行い、教育・保育力の向上に努めます。

- (2) 日々の実践を通して、「幼児期に育ってほしい姿 10 項目」を明確にし、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるよう工夫・改善に努めます。
- (3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、子育ての支援の充実に努めます。
- (4) 地域や施設内の人との交流や連携ができる場をみだし、主体的に働きかけながら、共に楽しさや幸せを感じられるように努めます。
- (5) 延長保育においては、保護者が安心して仕事や子育てができるように、子どもは心地よく過ごせるように、家庭的で温かな関わり合いを大切にします。
- (6) 在宅子育て家庭の一時預かりにおいては保護者の事情や思いを受けとめ要望に応えるとともに、子どもに寄り添い、安心して楽しく保育園生活ができるようにします。

2) 障害福祉サービスセンター

- (1) 報酬改定後も安定した事業運営に職場一体で取り組みます。
- (2) チームワーク・連携力の強化に向けて、一人ひとりが自覚を持ち、寛容な気持ちで相手と向き合います。
- (3) 虐待防止に向けて研修会等を継続し、利用者の主体性の尊重と意思決定を支援します。
- (4) 多様化するニーズに対し、サービスの拡充を進め、新たな社会資源についても検討します。
- (5) リスクマネジメントの視点から互いに気づきを発信し、事故や感染症の予防に努めます。
- (6) これまで培ってきた経験を生かし、地域の福祉に貢献します。(地域にお

ける公益的な取組)

3) 障害者就業・生活支援センター

- (1) 障害者の就業及びこれに伴う日常生活等の相談に対して、適切な支援に努めます。
- (2) 雇用を検討しているまたは雇用している事業主に対して障害者の就職及び就職後の雇用管理に係る援助及び登録者の職場定着支援等を行います。
- (3) 障害者に対して地域障害者職業センターまたは企業の障害理解や協力により行われる職業準備訓練・職場実習（雇用前実習または体験実習）を行います。
- (4) 協力・連携関係にある障害サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援A型・B型）において職業準備に必要な基礎訓練を行います。
- (5) 障害サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援A型・B型）と連携し一般就労への移行を支援します。
- (6) 実習先の開拓や障害者雇用等に関する情報提供や面接時同行など、一般企業との関係形成に努めます。
- (7) 業務を円滑にすすめるため、福祉・労働・教育・行政等との連絡調整会議を開催し、継続的な連携をはかります。
- (8) 生活支援・余暇活動支援の充実をはかります。

4) 老人デイサービスセンター

- (1) 共生型サービスを念頭にデイサービスセンター事業の方向性を決定します。
- (2) 新しいサービス事業が円滑に展開できるように、法人内各部署と連携します。対外的にはホームページの活用や関連機関への営業などを通じ、周知と利用者の確保に努めます。

5) 生活支援ハウス

- (1) 「住みよい居住環境の提供、社会活動への参加機会の提供、心豊かな生活の提供」の開設方針に沿った潤いのある生活環境づくりに努めてきたところです。しかし利用者の平均年齢が84歳を超え、身体および生活への不安の声が年々高まってきております。また、入居者の皆様の高齢化の進展から各種行事への参加者も年々減少傾向にあり、ドライブの在り方の見直しや行き先の選定など一層の工夫が必要となってきました。さらに

日常生活でのちょっとした会話で傷つき、つきあいが気まづくなるケースがあります。日常会話に配慮し、迅速な修復を図りながら、わだかまりのない生活を支援できるように努めてまいります。加えて高齢ゆえ病気等の理由から退室する方もおり、昨年度は、退室した後の空室がなかなか埋まらない状況も続き、今後もこうした傾向が続くものと推量されます。

この様な状況から、生活支援ハウスの今後の運営の在り方等について委託側である秋田市と引き続き協議を進めてまいります。

- (2) 利用者の方々の高齢化に伴い、日常のかかわりを密にし、自立した生活を維持していただくためにも介護予防に取り組んでまいります。また、緊急時の不安解消など適切な対応に努めます。
- (3) 「おはようございます。」「いい天気ですね」など簡単なことばを添えた挨拶を大切にし、心の通い合う生活をめざします。

6) 院内こども園

- (1) 学びの積み重ねが意図的・継続的にできるようにして、保育の質の向上につなげます。
- (2) 途中入園の子どもや病児保育の子どもが安心して過ごせるように、また、その保護者が安心して預けられるように、職員の連携を図るとともに保護者の思いに添った丁寧な対応に努めます。

7) 交流プラザ

- (1) 魅力的な企画や広報活動に努め、地域の方を含めて多くの利用者に多彩な行事を楽しんでいただきます。
- (2) 出演協力者との連携を大事にし、利用者との和やかな交流が得られるよう計画します。
- (3) 季節に合わせた絵・書・写真・陶芸・生け花・彫刻などを展示し、心が和むスペースを提供します。

利用者数

リンデンバウムいずみ

(一日平均)

(月件数及び時間数)

() :定員	特 養 (50 人)	ショート (22 人)	老人デイ (30 人)	ケアハウス (40 人)	ケア°ランセンター ケア°ラン数	地域包括 ケア°ラン数	ヘルパー 訪問時間数
30年4月	48人	19人	22人	40人	210	120件	2,130時間
5月	48	19	22	40	210	120	2,201
6月	48	19	22	40	210	120	2,130
7月	48	19	22	40	210	120	2,201
8月	48	19	22	40	210	120	2,201
9月	48	19	22	40	210	120	2,130
10月	48	19	22	40	210	120	2,201
11月	48	19	22	40	210	120	2,130
12月	48	19	22	40	210	120	2,201
31年1月	48	19	22	40	210	120	2,201
2月	48	19	22	40	210	120	1,988
3月	48	19	22	40	210	120	2,201

※ 特養は入院分含まず。

ウェルビューいずみ

(1日平均)

() :定員	認定こども園	障害福祉サービスセンター		老人デイ (30人)	生活支援 ハウス (20人)
	通常保育 (105人)	生活介護 (20人)	就労継続 (40人)		
30年4月	111人	17人	37人	15人	20人
5月	113	17	37	15	20
6月	115	17	37	15	20
7月	117	17	37	15	20
8月	119	17	37	15	20
9月	119	17	37	15	20
10月	120	17	37	15	20
11月	122	17	37	15	20
12月	124	17	37	15	20
31年1月	126	17	37	15	20
2月	126	17	37	15	20
3月	128	17	37	15	20